

危険物の規制・指導

ガソリンや灯油などの危険物は、社会生活の向上に大きく貢献しています。

しかし、その一方で、取扱いを誤ると大規模な火災や、流出事故など社会的影響の大きい災害を引き起こす危険性があります。

これらの災害を未然に防ぐため、危険物施設等へ立ち入り、施設の維持管理状況の確認や危険物取扱者への指導を行っています。

また、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」と定め、危険物取扱事業所の皆様には自主的な保安管理を呼びかけ、市民の皆様には、身の周りにおける危険物の正しい保管方法や、安全な取扱いを目的として安全推進を呼びかけています。



屋外タンク中間検査



危険物移動タンク貯蔵所の立入検査